



専 決 処 分 書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を5月27日とする政令が公布されたことに伴い、同法に規定する別表第2が廃止されることを踏まえた文言整理等の所要の改正を行うため、岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月9日

岩沼市長 佐藤 淳 一

岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第９号」を「第１９条第１１号」に改める。

第２条に次の２号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。

第４条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第５条第１項中「第１９条第９号」を「第１９条第１１号」に改める。

附 則

この条例は、令和６年５月２７日から施行する。